

第 16 回 高水協議会 要旨

日 時：平成 19 年（2007 年）1 月 14 日（日） 午前 10 時～午後 4 時
場 所：あがたの森公民館 本館 2 階 2-7 教室（松本市）
出席者：19 名中 16 名

次 第

- 1 開 会
- 2 連絡事項
- 3 議 事
（ 1 ）最終報告書の作成について
（ 2 ）その他
- 4 閉 会

決定事項

- 1 第 14 回、第 15 回高水協議会要旨を長野県のホームページ等で公表する。
- 2 第 17 回高水協議会は、平成 19 年 1 月 26 日（金）に松本市あがたの森公民館で開催する。

配布資料

| 番号 | 資料番号 | 資 料 名 |
|-----|----------|--|
| 121 | 野原会員資料 | ・ 薄川で発生した H.18.7/17～19 洪水の流量測定結果 |
| 122 | 野原会員資料 | ・ 流下能力について |
| 123 | 田口会員資料 | ・ 「森林の保水力 - 緑のダム機能とは - 」等（「第 19 回日本の森と自然を守る全国集会熊本集会」から） |
| 124 | 小松会員資料 | ・ 最終報告書への要望 |
| 125 | 小松会員資料 | ・ 洪水確率について |
| 126 | 小松会員資料 | ・ 雨量確率から基本高水を決定する手法の改良案について |
| 127 | 野原会員資料 | ・ 現行基本高水流量の検証・見直し及び流下能力について |
| 128 | 野原会員資料 | ・ [河川砂防技術基準] 標準法による基本高水のピーク流量決定の欠点及び長野県土木部が行っている流出解析結果に対する検証事例について |
| 129 | 常田会員資料 | ・ [まとめへの要望] |
| 130 | 中沢会員資料 | ・ 「河川管理施設等構造令」等 |
| 131 | 事務局資料 | ・ 「利根川・江戸川有識者会議規約」等 |
| 132 | 起草 WG 資料 | ・ 最終報告書の構成等について(案) |

資料は県庁内の長野県行政情報センター及び諏訪、上伊那、下伊那、松本、長野、北信の各地方事務所内の行政情報コーナーで閲覧できます。

議事要旨

最終報告書（提言書（案））の作成にあたっての起草ワーキンググループ（以下「起草WG」という。）での検討経過と資料-132（最終報告書の構成等について（案））に基づいて最終報告書の構成と各会員の資料の扱いについて事務局で説明を行った後、議論を行った。

- ・起草WGから補足意見があれば述べていただきたい。（座長 塩原）
- ・提言書（案）には、起草WGで私が担当した部分が全然入っていない。私が作成した資料-127（現行基本高水流量の検証・見直し及び流下能力について）は個人的なものではなく、今までに高水協議会で出された各会員の資料をもとにまとめたものであり、単なる資料ではないので、提言書（案）とともに審議していただきたい。（5 野原）
- ・本来であれば、提言書（案）について起草WGで議論して、それから高水協議会に諮るべきであったが、時間の都合もあり出来なかった。ほかに起草WGから補足意見があれば伺いたい。（座長 塩原）
- ・起草WGとして、河川砂防技術基準の項目について担当したが、もう少しはっきり物言ってもよいかと思う。（11 中沢）
- ・起草WGの中で一番悩んだのは、各メンバーの個性が非常に強く出ていて、それを一つの文章にまとめるのは至難の業であるということであった。切り口が鋭いと主観が文章に強く出てしまい、必ずしも全員の合意は得られないが、そこに出されている問題は確かに大きいものがある。それをどのように文章に吸収していくかは非常に難しい。野原会員や小松会員の意見で特にそういうことを感じる。野原会員の資料は細かい数字や記号などがたくさんあり、かなり主観的なとり方や使い方があるので、それを全員の合意まで持っていくのはちょっと無理がある。そのような資料を提言書に取り上げると提言書の形が変わってしまう。そのため別途意見書としてまとめるようにしたらどうかとなり、その辺が非常に苦労した。（座長 塩原）
- ・私たちは、住民の代表でもなければ県民の代表でもない。みんなで考えようということで、自分で希望してきている。また、この機関は決定機関でもなければ圧力機関でもない。ここで出された意見を体裁にこだわらず率直に出せばよい。私はあくまでも科学的にやってきたので数字が出てくるのは当たり前である。そうしなければ人に分からせることは出来ない。中間報告は言葉だけで終わってしまったが、最終報告ではデータをもとにして決めていこうということだったと思う。漠然とした文章を作るだけだったら私たちが集まった意味がない。（5 野原）
- ・ひとり一人の意見、19人の意見をばらばらに、ただ綴じ込んで出せばいいということか。（座長 塩原）
- ・それでもよいと思う。科学的に定量的にまとめて出すべきだと思う。（5 野原）
- ・それだと高水協議会としての提言書にはなり得ない。個人の意見としてはよいと思うが。（座長 塩原）
- ・個人の意見でもよいのではないか。こういう意見が出たということで。（5 野原）
- ・この提言書（案）にも書いてあるが、これを多くの人に読んでもらわないと話しにならない。それぞれの意見をまとめて出すような形で提出しても読む方としてはほとんど分からない。出す以上は分かりやすい形でまとめていかないと何のために議論してやってきたのか分からなくなるので、その辺を重点的に考えてまとめるべきだと思う。野原会員の資料は別冊として、そういう意見もあるということを入れれば反映されるということになるのではないか。（17 田口）

- ・私の資料は、ほかの会員が出した資料を読んでまとめたものである。まとめるということとはそういうことである。(5 野原)
- ・ということは、全会員が野原さんの資料を了承しない限り載せることが出来ないという話しになるが、それでもよいのか。(17 田口)
- ・私の資料のどこが問題なのか、それをはっきりさせて、載せればよいのではないか。私から見れば、この提言書(案)に書いてあることは、全会員が一致しているわけではない。(5 野原)
- ・最初の話しでは、全会員が一致しない部分は削除しようということで話しを進めてきたのではないか。(17 田口)
- ・そんなことはない。文章を書くだけならば、全然何をやっているのか分からない。(5 野原)
- ・要するに読む方が分かるような形で文章をまとめるかどうかである。学校の作文集みたいにただ綴じるのがいいのか、そうではなくて、きちんとした形でまとめて、誰が読んでも分かるような形で出すのがいいのか、その辺が分かれ目になると思う。(17 田口)
- ・全会員から、全体の構成について感想、意見、提言を伺いたい。(座長 塩原)
- ・この提言書(案)は羊頭狗肉と受け取った。高水協議会はそもそも基本高水の検討・研究を行って、出来たら見直しをすることでスタートしたはずである。合理的な基本高水の決定手法の提案をして、ほかの会員が理解しなかったから取り上げられなかったが、そのための条件整備は出来たということをはじめに入れないと、何のためにスタートし、結論がこんなことでよいのかということになる。
提言書(案)の4つの項目は苦勞されたとは思いますが、中間報告をまとめた以降、河川砂防技術基準については議論をしたが、中間報告に結ぶ最終報告が出来るような話し合いはできていないので、非常に苦勞をして4項目にまとめたと思うが問題である。
この高水協議会は基本高水の見直しからスタートしており、河川整備基本方針の基本高水に関して話し合う場であり、総合治水計画というのは河川整備計画の話である。また今の河川法では具合が悪いという提言は政治色が出ている。
そういうことから、中間報告を出した以降は話しをしていないので、内容が貧弱になるのはやむを得ないが、野原会員が言うようにポイントの基本高水が課題であり、どのように合理的に決めていくのか、実際にはこんなものだよということが抜けているので、この提言書(案)を全部チャラにして、どういうテーマにするかを起草WGに任せずに全体で決めた方がよいのではないか。
ほかの会員も基本高水が高いということは思っているが、合理的もしくは適切な基本高水はどうだということについては、私と野原会員以外誰も言っていない。洪水確率式については、洪水確率ワーキンググループで共通認識にならなかったが、大熊先生に見てもらい、その内容を了解しましたというメールをもらっている。そういう状況で否定されたのは残念であるが、こんな結論しか出ないのかという思いすらしている。
河川砂防技術基準については、全面的見直しということになったら基本高水の研究や見直しは出来ないし、住民が参加して基本高水を決めようと言っても、たまたま田中前知事の肝煎りでこういう機会が与えられたが、普通だったらあり得ない。治水計画のあり方についても、田口会員が言われる超過洪水の考慮というのは、河川砂防技術基準にはっきり書いてあり、小林会員が言った、「あふれる洪水もあってもいい」というのは取り入れてもよいと思うが、どういふか格好で最終報告をまとめたらよいのかを今日は議論したらよいと思う。
起草WGにけちをつけるわけではないが、ネタがないのにまとめようとすることに無理があると思う。(1 小松)

- ・この提言書（案）をチャラにしるという大胆な発言があったが、その気持ちが理解できない。小松会員と野原会員はある程度同じところもあるが、根本的にはずいぶん違っている。野原会員は実態の数値をもとにしているが、小松会員は理論一辺倒である。
（11 中沢）
- ・野原会員とは考え方は一緒である。（1 小松）
- ・そこは違っているので、認めて欲しい。
高水協議会に参加して一番初めに感じたことは、今までの基本高水がおかしい、高すぎる、現実にあわない、から議論しようということに参加した人が多いということである。そういう点で小松会員はちょっと違って、先の話しを重点的に考えている。そのため中間報告の過程において、問題点をいろいろ議論しているときも小松会員の意見だけはその先の話しであり、時間がずれていたため、小松会員の意見は中間報告にほとんど入っていない。
座長にお願いしたいが、大勢の会員の意見を聞くために、発言はなるべく短時間にして欲しい。声の大きい人、頑張る人がこの会議を支配しているような感じになっている。ほかの会員も違和感を持っていると思う。（11 中沢）
- ・基本高水が高すぎる。見直せという部分は、もう少し明確に書いた方がよいと思う。それが原点であり、私たちは、基本高水と安全度とは違う面もあることも明らかにしてきた。
基本高水を高くして、河道やダムに閉じこめて1滴も漏らさないように流すという考え方が今は問われている、という指摘はきちんと入れて欲しい。（16 山岸）
- ・私は起草WGの一人であったが、最終的に提言書をまとめる上では、一連の文章化にしないと読んだ人が分からないと思う。起草WGでそれぞれの項目を分担して、今までの意見を集約して、事務局の方で一つの流れとして文章化してもらったが、確かに小松会員や野原会員が言うように、この高水協議会の基本的な検討課題は基本高水の問題であり、基本高水に対する記述は中間報告から一步も出ていない。河川砂防技術基準、住民参加、総合治水、治水計画のあり方の総論的なものの中に基本高水の問題を捉えているまとめ方はよいと思うが、基本高水の問題の詰めはまだ不十分で、その部分の記述がないと焦点がぼける気がする。
県政の色々な問題があって急いだこともあったが、2月までにまとめる必要がないのであれば、もう少し詰め直す作業は必要であると思う。（8 清水）
- ・提言書（案）は、中間報告書とかなりダブっている。1の項目はその要約そのものであり、要約をただけであるので時間をかける必要もないし、書かないでもよいと思う。2の項目については、協議会の中で議論をしているので中身は審議するとしても、3、4の項目については、実際に高水協議会で議論を行っていないので、これに時間をかける必要はないと思う。必要であれば、その他の項目にして、要点を挙げればそれで済むのではないか。
私たちは基本高水が高いということで集まったのでから、それに対して答えを出さなくてはいけない。中間報告で問題点があることは書いているので、それを具体的にどれくらい高いのかを示さないと、他に人には全然分からない。焦点を絞る必要がある。
（5 野原）
- ・雨量や流量の観測の場所がおかしいということ流出解析の一次流出率や飽和雨量などの定数が、実測値によらないで恣意的に決めてきたことが、この高水協議会で明らかになってきたと思う。この提言書（案）はもう少し強く言いたい部分もあるが、非常に苦労されてつくったと思う。
個々の点について意見が違う会員は、個人として学会誌やホームページなどに出して、理解を求める輪を広げればよいのではないか。全会員の意見をただ並べたものが報告書ではなくて、高い基本高水をこれからどのように直していくのかという方向に持つていくような提言書としてまとめていただきたい。（2 小沢）

- ・私は計算力がないが、できれば非常に多くの人に読んでもらい、わかってもらいたい。そういう提言書になればよいと思う。なかなかよいものを書いてもらったと思う。(6 馬島)
- ・議論をして確認していただきたいが、この高水協議会の立場、性格が諮問組織、県から諮問されているのであれば、提言よりも答申の方が重いかと思う。事務的な言葉がよく分からないが、答申の方が必ず残るもので、提言はそのままおいておけばよいということと理解している。
内容については、行政の方に出し放しではなくて、行政の方が取り上げざるを得ないとなることが、第一目標だと思う。「要望する」とか「されたい」ということを付け加えれば十分だと思う。(7 常田)
- ・起草WGや事務局が苦労された文章を小松会員のようにチャラにするのは、今更どうしようもないので同意できないと考える。
批判があるかもしれないが、「脱ダム」宣言が出されて、それに対して議会発議による委員会が出来て、答申が出て、答申とやや違った枠組みが示され、その枠組みの中で基本高水については問題があるので再検証していくというのが県の方針であり、その方針の流れの一部に高水協議会を持ったということが確認できれば、一致した部分と一致しない部分を別冊にするということは、ある意味ナンセンスと思うが、そのようなことは世の中にたくさんあるので、一致しなかった部分に若干触れるのはよいが、一致した部分についてだけ行政や県民の皆さんに見てもらおうというスタンスで作るしか、ほかに方法がないのではないかと思う。(9 五味)
- ・4つの項目にまとめられているが、それぞれの項目が大事なことだと思うが、最後はちょっと尻切れトンボだと感じがするので、工夫が必要である。
中間報告で非常に具体的なものをたくさん出した。そのあとにまとめられた7月豪雨時の住民による計測結果も具体的にに入れて欲しい。(10 佐原)
- ・小松会員が言ったように、基本高水の議論が抜けているというか具体的にないと思う。具体的にするとすれば、一河川に絞ってやらないと、薄川へいたり、砥川へいたり、浅川へいたりしていると、読む人はついていかれない。そうするのであれば、高水協議会の範疇から外れるかもしれないが、浅川に絞って数値的な議論、これがあれば本当にこしたことはないと思うが、高水協議会で見直しをしろと言っているのに県はしないと言っているのだから、高水協議会で見直しをすれば非常によい提言になる。けどそれには時間が足りないため、どうするかは問題である。そうでないと非常に曖昧な提言になってしまう。
この提言書(案)の3項目と4項目の住民参加、治水計画のあり方、総合治水は、会員全員が一致するところで、当然必要なところであるし、詳しく書いてあるのでよいと思うが、問題は河川砂防技術基準である。全面的な見直しと各所に書いてあるが、これは全員の一致はしていない。曖昧な記述が多いところに問題があるが、曖昧な記述は余裕を持つということで必要でもある。私たちが問題にしているのは、ダム計画があるから基本高水を高い方へ高い方へともっていく、例えばRsaが50から150の値があるなら、150にすればダムがいらなくなるので50にすればダムがいるんだと。その辺の捉え方をどう反映させるかということである。例えば河川砂防技術基準の改正でカバー率が変わった。60から80%だったのが100%を採るようになった。そういう基準でよいのかということである。(13 宮坂)
- ・そうすると、その基準に基づいて出された基本高水がどうして高くなるのか。(座長 塩原)
- ・それは余裕があるからで、入れる数値がいくらでもあるから高くなる。(13 宮坂)

- ・だから、そういうことを許容している教科書が間違っているのではないのか。
(座長 塩原)
- ・教科書という言葉を使うのはやめて欲しい。前回私は使ったけれども、それは私が使っただけである。
この提言書(案)の中での問題は、基準の全面的な見直しという言葉である。これが全会員の一致ではないということ。それを提言するのであればもっと議論を深めないといけないと言いたい。(13 宮坂)
- ・流域協議会の時には、私たちが知っている範囲の議論であったが、高水協議会で初めて基準について知ったことから対等な議論が出来るようになった。しかし、高水の算出過程というものは、絶対に一般人には分からないと思う。分かりやすい算出法を一般人の人たちに見せなければいけない。
砥川の場合は、流域面積が60km²で逆さになって雨が降っても出る水の量は限られている。砥川のダムをつくるときには基準に固執してあとのことは全然考えていない。大事な河道の問題とか堆砂の問題、流下能力が全て高水に関係しているので、そういうことも兼ねて分かるようにしなければいけない。
私の集落は70年近く経つが、砥川はろくな河道整備はしていないが、それでも大水が出て破堤はしなかった。そういうことから流下能力をよく調べて、分かりやすい説明をする必要がある。(15 花岡)
- ・先ほど言ったように、基本高水が高すぎる問題と河道に押し込めるためにダムに頼らざるを得ないというやり方の批判、要するに基本高水を高くすることとダムの関係についてこの提言書(案)ではあまり触れられていないので補足してもらいたい。
提言書(案)では、森林整備、縦割り行政による弊害、計測のあり方が非常にいい加減だということについてかなり具体的に触れているのでよいかと思う。
一般人の人に読んでもらうには全体的に難しすぎる。具体的な図とかを合わせて、この問題は参考資料を見るとすれば分かりやすくなるのではないかと思う。(16 山岸)
- ・一般人にはこのくらいの文章であれば理解していただけたらと思う。中間報告書で問題提起をしたので、今度の提言では、こうすればどうでしょうということを理解してもらえばよいと思うが、基本高水は既往最大の流量としたらどうかということも書いてあるので、一般人には理解できるのではないかと思う。先ほど小沢会員が言ったように計算値であって実測値でないということも加えたらどうか。(20 武田)
- ・中間報告では、再検討と見直しという表現はしているが、「全面的に」という言葉が入っていなかった。その点を考える必要があるのではないか。
河川砂防技術基準がダム計画と表裏一体の関係にあって機能してきた。曖昧さを持つ基準を作って、ダムを建設する側によっていいように使われてきた。そのためこの基準を部分的に直せばよいということについては疑問を持っており、そのような基準はいらないという考え方も成り立つと思う。
今まで河川砂防技術基準がどういう役割を果たしてきたのかをもう少し浮き彫りにして、本格的な河川砂防技術基準の批判や一旦ここで白紙に戻してしまえという意見だっと思う。(3 内山)
- ・河川砂防技術基準を読めば読むほど「基準」というにはふさわしくない内容と思う。この基準があったからこそ、今のように高過ぎる基本高水が生まれてしまったので、私は全面的に否定し、とても肯定はできない。
全体の構成はこれでよいが、中間報告で指摘をしているということで、基本高水が高いということが具体的に入っていない。中間報告の一部は提言書にも入れたらどうか。また、河川砂防技術基準の記述の中にもう少しどこがおかしいかということを入れたい。
基準に拠らないで、住民の生活体験とか既往最大とはいわないが、過去の洪水実態とか、そういう形から素朴に考えていけばよいのではないかを思っている。(11 中沢)

- ・小松会員や野原会員が言ったように、基本高水が高過ぎるところをもっと強調してもよいかもしれない。今までの手法への問題提起のところにこれまでの様々の意見を入れればよいものとなるのではないか。
河川砂防技術基準については、野原会員が言われるように基準どおりにやればきちんとしたものが出るという考え方と内山会員のようによくないという考え方もあるが、一致を見るのは難しい。時間的な余裕もないので、議論して工夫して書く必要があるのではないか。
「おわりに」がないので、かなり尻つぼみの形で終わっているので、基本高水の高過ぎるということを強調して閉めればよいのではないかと思う。(17 田口)
- ・中間報告で問題提起をしたが、それでは妥当な基本高水をどうやって出したらよいのかという技術論が非常に弱いと思う。更に議論をつめて、完全な意見の一致を見ないかもしれないが、骨格をなす一番基本的なところとして重視してやるべきではないかと思う。(8 清水)
- ・使うべき雨量や流量のデータがないにもかかわらず、基本高水を計算してきたことに指摘をした。それではどうしたらよいかというと、正確なデータを積み重ねて、アップデートして流出解析をするしかない。それまでは、既往洪水を最も重要視するという経験的なことに頼らざるを得ない時期もあるのではないかと思う。ただし、一日も早く正確な雨量、流量、流出解析を全ての川で行うべきであると思う。(2 小沢)
- ・他の会員意見を聞いていて、本当に基準を分かって言っているのか、単なる感情的な面では言っているのか分からない。私の資料128には国の基準も載せている。うかつに国に間違いだと言っても、頭がいい方が作っているもので、やりこめられる。
資料128にあるように、長野県では、5、6倍割増したようなやり方でやっているもので、全然常識はずれな値が出ている。こういうことを分かって言うのであればいいが、単なる高い高いということだけ言っても、国の基準がこうなっていると言われればおしまいである。頭のいい方が作っているもので、逃げ道がとにかく上手で、必ず逃げ道を作っているもので、やたらに言えない。
先ほどカバー率の話が出たが、小松会員が言うように、統計処理をやって決めなければいけないということになるが、逃げ道がいっぱいあって、ピーク値を採るという今の基準は、実態からいえば改悪である。(5 野原)
- ・野原会員は起草WGに入っていながらも無視されたという発言をしている。これから協議をしていくにあたって、その根幹の部分を座長は整理したらどうか。(13 宮坂)
- ・今までの意見を聞くと、この提言書(案)をもとにして手直しをするという意見とこれはもう駄目だという意見があった。歩み寄ることは出来ないのではないかと思う。(座長 塩原)
- ・座長が歩み寄ることは無理と言ったことは問題。それを歩み寄らせることが出来るようにするのが座長の役割ではないのか。(13 宮坂)

[昼食休憩]

- ・提言書(案)の具体的な内容について、審議をしていただきたい。(座長 塩原)
- ・提言書(案)に私の資料127が漏れていますので、入れてください。(5 野原)
- ・そのような資料は、別冊としてまとめたいということを最終決定ではなく、仮の決定として、本文の審議に入りたいと思う。(座長 塩原)

- ・他の会員に見てもらい、納得しないならその点を出してもらいたい。ほかの会員の資料を読んで、資料ナンバーもつけて資料127をまとめている。私の意見をまとめたものではない。(5 野原)

- ・それでは、この提言書(案)について審議に入りたい。(座長 塩原)

提言書(案)(H19.1.14)に基づいて、「はじめに」、「1 今までの手法への問題提起」、「2 河川砂防技術基準について」の途中まで、修正、追加等の審議を行った。
(修正、訂正等の審議については省略)

その他

- ・今後の予定についての説明。次回第17回高水協議会は1月26日(金)でいかがか。(事務局)

- ・各会員の資料・意見等は別冊することについてはいかがか。(事務局)

- ・別冊ではなく、本文につけて欲しい。洪水確率ワーキンググループの話が本文に書いてあるので、洪水確率については一緒に見てもらえるようにして欲しい。野原会員の資料も本文と一緒に見ることが出来るとすれば、納得できるのではないか。(1 小松)

- ・当初の考え方は、提出時に一緒に渡すことを前提にし、綴じ方は分けるが、絶えず情報公開の場所で見られるようにするという事で意見は一致していた。(17 田口)

- ・単なる資料ではなく、本の形でしっかりしないといけない。(5 野原)

- ・野原会員は本文の方へ綴じ込むという考えである。しかし、野原会員の資料127はみんなの意見を聞いて作成したというが、実はそうではない。ただ野原会員や各会員がしっかり勉強をして書いたものを、綴じ方を変えて、一緒に付けて提出したらどうかと思う。(17 田口)

〔閉会〕